

HELPHONE（ヘルフォン）

生活困窮者向けレンタルスマホ事業

重要事項説明書・サービス利用条件

作成日：2026年8月1日 | 版：Ver.0.2

本書はお申込み前に契約内容・料金・制限事項を確認いただくための説明です。

1. 事業者とお問い合わせ窓口

項目	内容
サービス名称	HELPHONE（ヘルフォン）
運営・取扱団体	一般社団法人 日本介護データ EDI 協会
所在地	〒514-0821 三重県津市垂水 2985 番地 1
電話/FAX	TEL：059-271-9220 / FAX：059-271-9222
受付時間	平日 9:00～16:00（既存資料記載）
連絡用メール	info@care-edい.com（既存運用資料記載／運用確認）
通信サービス提供上の法的立場	電気通信事業 届出番号 C-07-02521

2. サービスの概要と利用対象

本サービスは、行政・福祉関係機関から紹介された、通信手段の確保が難しい生活困窮者の方に対し、SIM のみ、または SIM とスマートフォン端末を組み合わせで提供するサービスです。端末セットの端末はレンタル品であり、利用者への売却・所有権移転を前提としません。

- ・申込は原則として行政・福祉関係機関を通じて受け付けます。
- ・生活困窮状態や証明書類に関する対象者基準がご不明な場合はご相談が必要です。
- ・契約は本人の意思に基づき行い、行政担当者による紹介は、料金の保証や連帯保証を意味しません。
- ・不正利用防止のため、法令に応じた本人確認・貸与時確認等を行います。紹介状・生活保護の証明だけで法定本人確認に代えられるとは限りません。

3. プラン・費用

契約プラン	データ容量	月額料金（資料記載）
SIM のみ	1GB	1,980 円
SIM のみ	5GB	2,980 円
端末セット（レンタル端末付き）	1GB	3,980 円
端末セット（レンタル端末付き）	5GB	4,980 円

初期費用：SIM 発行手数料 20 円（税込）。上記月額料金（税込）です。

通話：「かけ放題」ですが、有料対象外番号 0570 番号、国際電話等の有料ダイヤルは実際の利用額を別途請求します。

4. 申込方法・利用開始

1. 利用希望者が行政・福祉窓口へ相談します。
2. 担当者が申込書を入手し、申込者とともに必要事項を記入します。
3. 指定された証明書類・本人確認書類を用意します。
4. 行政担当者から申込書・必要書類を運営団体へ FAX 送付します。
5. 運営団体が申込者と担当者に確認の電話をします。
6. 運営団体が申込内容を確認し、契約条件と翌月払いの方法をご案内します。初回前払いはありません。
7. 申込手続き・必要な確認が完了した後、端末セット又は SIM を申込者住所へ発送します。

5. 月々のお支払いと滞納

初回前払いはありません。初月分を含む毎月の利用料金と SIM 発行手数料は、利用月の翌月 26 日までに、運営団体から送付する払込票を用いてコンビニエンスストアでお支払いいただきます。初月の課金開始日は日割り計算となります。

2 か月分の料金に未払いがある場合、サービスを停止することがあります。停止前の通知は無く停止します。停止中であっても未払料金が当然に免除されるものではありません。停止後、料金を納入頂き、確認が取れ次第に再開となります。

6. 通信内容・品質・制限

- ・ご利用可能地域や通信品質は、接続先の携帯電話ネットワーク・設備・建物・混雑状況等により変動します。すべての場所での通信を保証するものではありません。
- ・利用地域の電波状況を理由とする SIM 交換は原則行わない方針です。初期不良や事業者側障害の対応とは区別します。
- ・データ容量超過後の速度、通信量の計測、帯域制御、利用できない機能、テザリング等の提供は利用できません。
- ・通信の秘密・個人情報保護に関する法令を遵守し、法令上必要な場合に限って通信制限等を行います。

7. レンタル端末の貸与・故障・紛失

端末セットに含まれる端末の機種・色・状態の指定はできません。レンタル端末は適切に保管し、第三者に転貸、譲渡、売却しないでください。SIM も第三者に貸与・譲渡しないでください。

通常の利用において故意・過失のない端末故障は無償交換とし、利用者の過失による故障及び紛失については 10,000 円（税込）を負担頂きます。

端末または SIM を紛失した場合は、速やかに窓口ご連絡してください。通信停止手続き、SIM 再発行、代替機の提供・費用は SIM 発行手数料及び上記の端末機代金が必要です。

8. 禁止事項・利用停止

- ・契約者以外による使用、端末や SIM の転貸・譲渡・売却等は禁止します。確認された場合は、既存の運用方針に従い直ちに利用停止の対象となります。
- ・申込内容の虚偽、なりすまし、不正な本人確認、犯罪行為、迷惑行為、通信設備に支障を与える行為を禁止します。
- ・虚偽の申込み等が判明した場合、契約締結をお断りする場合があります。
- ・利用停止・契約解除にあたっての通知、事実確認、端末返却、未払い精算は法令および確定した利用規約に従います。

9. 利用終了・解約・返却

提供資料上、生活困窮状態を脱した場合はレンタル利用を終了する方針です。終了の判断方法、申告義務、終了日、連絡先・猶予期間などは別途ご案内となります。

利用者からの解約受付方法、受付期限、解約月の料金（日割りの有無）、MNP 転出可否と条件、SIM と端末の返却先・返送費用・返却期限、データ消去の方法、未返却時の取扱いについてはご連絡下さい。返却時は端末内の個人データの消去とアカウント解除を事前に行って下さい。

10. 初期契約解除・契約書面

電気通信役務が電気通信事業法上の初期契約解除制度の対象である場合、法定の期間・方法に従い契約解除が可能です。
対象役務、8日間の起算点、必要な通知先、役務利用分等の精算を事業形態に照らして請求し契約を解除します。

契約成立時に交付する個別契約書面には、契約者氏名、プラン、確定した総費用、利用開始日、支払方法、契約期間・解約、連絡先等を記載いたします。

11. 個人情報と行政・支援機関との連携

氏名、住所、生年月日、連絡先、本人確認資料、利用・請求状況等は、申込審査・本人確認、通信サービスの提供・料金請求、端末管理、問い合わせ対応、不正利用防止、法令遵守のために必要な範囲で取り扱います。

行政・福祉関係機関への申込状況・支払状況・利用状況の情報共有は、本人の同意、法令上の根拠、共有目的・範囲等を確認して実施します。紹介担当者すべての契約情報を自動的に開示するものではありません。保存期間、委託先、第三者提供、開示等請求窓口は別途個人情報保護方針に定める事とします

12. 障害・問い合わせ・苦情

端末故障、SIM の不具合、利用停止、料金照会、紛失・盗難、苦情は上記の窓口へお問い合わせください。営業時間外の紛失連絡方法、通信障害時の案内方法、代替手段、損害賠償に関するご相談は営業時間内にお問い合わせください。

13. 申込前の確認欄（利用者説明用）

- ☐ プラン、月額料金、初期費用、別途料金の有無
- ☐ 初回前払いがないこと、初月分から翌月 26 日払いであること
- ☐ 端末がレンタル品であること・第三者への譲渡禁止
- ☐ 端末故障時の費用・紛失時の連絡
- ☐ 料金未納時の停止と利用終了・返却方法
- ☐ 通信品質・速度制限と有料通話
- ☐ 個人情報の取扱い・初期契約解除の適用有無

説 明 日 : 年 月 日 / 申 込 者 氏 名 :

説明担当者： / 行政・福祉関係機関：